三重県立総合医療センター防災設備改修工事

図　面　リ　ス　ト					
図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺
Ｅ－００	表紙・図面リスト				
Ｅ－０１	電気設備 特記仕様書１				
Ｅ－０２	電気設備 特記仕様書２				
Ｅ－０３	電気設備 特記仕様書３				
Ｅ－０４	電気設備 特記仕様書４				
Ｅ－０５	工事区分表				
Ｅ－０６	案内図･配置図	1/500　1/30,000			
Ｅ－０７	非常放送設備 機器姿図				
Ｅ－０８	自動火災報知設備 系統図・特記仕様書				
Ｅ－０９	防排煙設備　系統図・特記仕様書				
Ｅ－１０	非常放送・自動火災報知設備　地階・１階　平面図	１／２５０			
Ｅ－１１	非常放送・自動火災報知設備　２階・３階　平面図	１／２５０			
Ｅ－１２	非常放送・自動火災報知設備　４，５，６階　平面図	１／２５０			

株式会社　田中建築事務所

電気設備工事特記仕様書

（包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請業者の業務内容に含むものとする。）

Ⅰ．工事概要

１．工事名称　三重県立総合医療センター防災設備改修工事

２．工事場所　四日市市大字日永5450番の132

３．建物概要

建　物　概　要	構　造	階　数	延べ面積(㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
三重県立総合医療センター（　本　館　）		地下１階／地上７階	３２，６２８．１７㎡	６項イ
（　本館既存部分　）			（　３１，３８８．８２㎡　）	
周産期棟増築	Ｓ造	３階建	８４３．５６㎡	
内視鏡棟増築	Ｓ造	２階建	３９５．７９㎡	
（増築部分　計）			（　１，２３９．３５㎡　）	

（延べ面積は建築基準法による表記）

４．工事種目

主な工事種目は、下記の●印のついたものである。

	工　事　種　目	工　事　場　所				
		本　館				
電力設備	電灯設備					
	動力設備					
	雷保護設備					
	接地設備					
受変電設備						
電力貯蔵設備	直流電源設備					
	交流無停電電源設備					
発電設備	ディーゼル発電設備					
	ガスエンジン発電設備					
	ガスタービン発電設備					
	太陽光発電設備					
	風力発電設備					
通信・情報設備	構内情報通信網設備					
	構内交換設備					
	情報表示設備					
	映像・音響設備					
	拡声設備	●				
	誘導支援設備					
	テレビ共同受信設備					
	テレビ電波障害防除設備					
	監視カメラ設備					
	駐車場管制設備					
	防犯・入退室管理設備					
	自動火災報知設備	●				
	自動閉鎖設備					
	非常警報設備					
	ガス漏れ火災警報設備					
	中央監視制御設備					
	構内配電線路					
	構内通信線路					

その他

◆５．県内企業優先使用

本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

◆６．不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１項第１０号）を受けた場合の措置について

（１）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１項第８号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者への報告は文書で行うこと。

（３）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

◆７．総合評価方式

総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

◆８．主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第７４号　平成２１年６月３０日　国土交通省総合政策局建設業課長）

（１）現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

（２）検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

Ⅱ．共通仕様

１．適用

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）

・三重県公共工事共通仕様書
・三重県建設工事実務必携
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

２．一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
１．一般事項	（１）工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 （２）設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 （３）他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
◆ ２．施工体制台帳等の提出	工事を施工するために締結した下請契約の代金の総額が３，０００万円以上になる工事及び低入札価格で請負った工事は、施工体制台帳、施工体系図を提出する。
３．施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆ ４．工事保険等	（１）建設業退職金共済に加入（請負代金５００万円以上の工事） １）建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 ２）当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 ３）未加入下請業者に対して加入を指導する。 （２）建設労災補償共済に加入 建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
◆ ５．足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行占用足場方式により行うこと。
◆６．三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
７．電気工作物の種類	・一般電気工作物　●自家用電気工作物　・事業用電気工作物
８．電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
９．有資格者の配置	（１）非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門（Ｋ）の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 （２）太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工士の資格を有する者とする。 （３）消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 （４）電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
10．電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11．電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
◆ 12．現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　平成22年版」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図　平成22年版」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書　平成22年版」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」　平成22年版 ⑤工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－ ⑥三重県公共工事共通仕様書 ⑦三重県建設工事実務必携 ⑧その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
13．施工計画等	請負者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。書類の作成において、関連する関係者と充分に調整する行うこと。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサー動作範囲図など
14．品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
15．測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は校正証明書（写）又は精度保証書（写）等を提出する。校正は２年以内とする。工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
16．機材等	①使用機材届出書 ②機器明細図 仕様機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」（平成22年版）又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。
17．機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
18．鋼材検査証明書	本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
◆ 19．工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。なお月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
◆ 20．工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおＣＤの提出部数は「電子納品」を参照とする。 ①全写真をサムネールにて印刷（Ａ４版用紙に両面印刷にて１５枚程度／ページ）　１部 ②代表写真（不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等）を抽出しＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部 ③黒板抜きの完成写真をＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部
◆ 21．施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 １）施工可能日 ・指定なし ●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日　●打ち合わせによる　・その他（　　）） ２）施工可能時間帯 ・指定なし ●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　●打ち合わせによる　・その他（　　）） ３）概成工期 ・適用する（工事期日より（　　）日前）　●適用しない ４）その他 （　　）
◆ 22．埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ●発見された場合、発掘調査等の実施あり
◆ 23．部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ●部分引渡しあり　●部分使用あり 該当部分（　　）
◆ 24．事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
◆ 25．建設副産物	（１）請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 （２）請負額１億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
◆ 26．発生材の処理等	（１）引き渡しを要するもの （　　） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 （２）特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他（　　） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は請負者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 （３）現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（　　） （４）再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊　・セメントコンクリート塊　・建設発生木材 （５）発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 （６）引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ票は監督員に提示し、Ｅ票は写しを提出する）
◆ 27．電子納品	（１）工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●２部　・（　　）部 （２）工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●２部　・（　　）部 （３）竣工図・施工図のＣＡＤデータ（オリジナルと「ｄｘｆ」または「ｐ２１」）及びＰＤＦを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のＰＤＦを格納すること。
28．官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。 ●消防設備関係　●電気工作物関係　●受電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他（　　）
29．防火対象物使用開始届等	（１）消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 （２）防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。
30．既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。
◆ 31．工事用仮設物	構内への設置　●できる（施設管理者と協議）　・できない
◆ 32．工事用電力、水、その他	（１）本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。 （２）本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
33．工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
34．搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
35．製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
36．機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
37．完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
38．完成時の操作説明	オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備ええるものとする。
39．その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

Ⅲ．工事仕様

１．工事範囲

主な工事範囲は、下記の○印のついたものである。

		機器等			配　管　等									配　線　等								
					金　属　管			合成樹脂管			ダクト・ラック			埋　設			金　属　管			合成樹脂管			ダクト・ラック			架　空　等		
		設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去
電力設備	電灯設備																											
	動力設備																											
	雷保護設備																											
	接地設備																											
受変電設備																												
電力貯蔵設備	直流電源設備																											
	交流無停電電源設備																											
発電設備	ディーゼル発電設備																											
	ガスエンジン発電設備																											
	ガスタービン発電設備																											
	太陽光発電設備																											
	風力発電設備																											
通信情報設備	構内情報通信網設備																											
	構内交換設備																											
	情報表示設備																											
	映像・音響設備																											
	拡声設備	●		●																								
	誘導支援設備																											
	テレビ共同受信設備																											
	テレビ電波障害防除設備																											
	監視カメラ設備																											
	駐車場管制設備																											
	防犯・入退室管理設備																											
	自動火災報知設備	●																										
	自動閉鎖設備																											
	非常警報設備																											
	ガス漏れ火災設備																											
中央監視制御設備																												
構内配電線路																												
構内通信線路																												

注　・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線ぴを含む。
・「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
・「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、ＤＶ線等による架空配電線とする。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

その他 特記事項

本工事は、病院を運営しながらの工事であるため、患者、施設利用者・スタッフなどへの安全確保を第一優先と考え、病院の医療機能への影響を最小限に留めるよう工事とする。

工程計画・各種施工計画・安全管理計画などの作成検討に先立ち、現地調査並びに、過去の工事資料の確認を行い、既存部分の状況把握を徹底すること。

調査方法は、計画書を作成の上監督員と協議決定することとするが、撤去解体工事においては、当該部分に見え隠れする既存配管配線、埋設配管配線や構造物などの有無並びに位置、寸法、仕様などを調査すること。

調査方法は、鉄筋コンクリート内はＸ線写真撮影（５０枚）による非破壊調査とし、地中部は試掘による目視調査とする。

騒音・振動・臭気・粉塵など病院や患者への影響を伴う工事は、最小限に留める。やむを得ず影響が発生する場合は、事前に内容の周知をはかり、了解を得た上で施工すること。

別途発注の工事施工者、医療備品工事業者と連絡調整を緊密し、円滑な工事工程管理及び、総合安全管理に務めること。

本工事は、建築基準法の仮使用承認申請手続き中で、既存建築物は仮使用の扱いとなるため、仮設工事の計画にあたっては、設計図をを参考に立案し、四日市市の了解を得ること。

各種施工図作成に先立ち、平面詳細施工図に別途発注の電気設備工事、機械設備工事及び、医療備品工事等の施工情報を記入したプロット総合図を別途施工者と協力して作成すること。

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図 ．　．　．　．　．	設計番号 年月日・　'11・　9・	電気設備 特記仕様書１	S１： S１：	E　—　０１

2．施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1．既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 （1）地中埋設管路 1）項　目　●埋設配管　●構造物　・その他（　　） 2）調査範囲　●埋設ルート　・その他（　　） （2）貫通及びはつり 1）項　目　●鉄筋　●配管　・その他（　　） 2）調査範囲　●施工部分　・その他（　　） （3）既設との取合い 1）項　目　●接続箇所　●増設箇所　・その他（　　） 2）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）
2．施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3．耐震施工	（1）想定される地震に対応するものとする。 （2）耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4．耐震基準	（1）適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説　平成8年版」（建設大臣官房長官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。 （2）設計用水平地震力 機器の重量｛kgf｝に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度（Ks） 耐震安全性の分類 / 特定の施設 / 一般の施設 設置場所 / 機器種別 / 重要機器 / 一般機器 / 重要機器 / 一般機器 上層階の最上及び塔屋 / 機器 / 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 上層階の最上及び塔屋 / 防振支持の機器 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 1.5 上層階の最上及び塔屋 / 水槽類 / 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階 / 機器 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 中間階 / 防振支持の機器 / 1.5 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階 / 水槽類 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 1階及び地下階 / 機器 / 1.0 / 0.6 / 0.6 / 0.6 1階及び地下階 / 防振支持の機器 / 1.0 / 1.0 / 1.0 / 0.4 1階及び地下階 / 水槽類 / 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 （3）重要機器 ・配電盤　・自家発電設備　・交流無停電電源装置　・直流電源装置　・交換機　・火災報知受信機 ・中央監視設備　・情報通信ラック　・（　　） （4）上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階 （5）重量が100kg以下の軽量な機器（標準仕様書の運用を受けるものは除く）については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。 （6）地域係数は1.0とする。
5．はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。
6．インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。
7．あと施工アンカー	（1）種類　・接着系アンカー（・カプセル方式　・注入方式） ・金属系アンカー（・打込み方式　・締付け方式） ・その他のアンカー類（　　） （2）性能及び施工確認　・行う　・行わない
8．基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。
9．防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。
10．管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。
11．引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置　・行う　・行わない
12．最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
13．露出配管	（1）雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 （2）附属品は、ねじ込み形を使用する。 （3）壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 （4）通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2．1m以上とする。 （5）監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
14．屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。
15．合成樹脂管	（1）合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 （2）原則として屋外の露出には使用しない。（PF管）
16．金属製電線管等の塗装	（1）露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックスのうち下記の部分には、塗装を施す。 1）屋外、屋内（電気室、機械室、EPS、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。但し、図面に指示がある場合はその指示による。 3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4）仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 （2）塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
17．屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。但し、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
18．予備配管等	（1）埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（PF22）を1本、5回路以上は（PF22）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 （2）防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。
19．呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1．2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
20．予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは防火区画処理を行うこと。
21．ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。
22．軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
23．プルボックス	（1）屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいものは、製作図を提出すること。大きいものとは一辺が600mm以上のものとする。 （2）屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。但し、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。

	（3）屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24．ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ
25．環境に配慮した電線の採用	電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。
26．ケーブル及び配線	（1）表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ①　ケーブルがスラブを貫通する部分 ②　ケーブル分岐部分 ③　変電所内のケーブル引出し部分 ④　分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤　屋内の直線部分は、30mごと ⑥　プルボックス内 ⑦　屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧　屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨　マンホール及びハンドホールごと （2）余長 1）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所 2）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所
27．開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28．高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。
29．配線器具の設置	（1）配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。表示内容については、監督員と調整を行う。 （2）特殊コンセントはプラグ付とする。 （3）電源の種類により色を区別する。 （4）公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 （5）配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 （6）プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 （7）カバープレートは、原則として新金属製とする。なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 （8）フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
30．照明器具の設置	（1）コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） （2）接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。但し、監督員の指示により1．6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 （3）照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 （4）照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。 （5）天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 （6）照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を行う。 例　2010年　初期照度補正型　→　2010／PK （7）パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
31．照明制御装置の設置	照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32．換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。また、金属製パネルに設置する場合は絶縁枠等を使用する。
33．分電盤、制御盤、キュービクル等	（1）図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は図面を修正するものとする。 （2）屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。但し、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34．受変電設備、発電設備の設置場所	（1）保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 （2）屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 （3）屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 （4）基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 （5）電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35．発電設備の燃料配管	（1）フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 （2）配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
36．非常放送設備のスピーカーの設置	（1）放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 （2）階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 （3）増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37．電波関係の計算及び測定	（1）計**量機関提出**シネルの電界強度、受像画質、等価C／N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前　・竣体上がり時　・その他（　　） （2）測定の実施 1）項目 2）測定時期 ・施工前　・竣体上がり時　●施工後　・その他（　　） 3）報告書提出部数（　　）部
38．土工事	（1）掘削、埋戻し 1）掘　削　●機械堀り　・手堀り 2）埋戻し　・山砂　●根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂） ・A種　●B種　・C種　・D種 （2）特記なき地中埋設配管の深さは、GL－600mm以上とする。 （3）根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 （4）機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
39．ハンドホール、マンホールの沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。
40．地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①　建物への引込口及び送出口付近 ②　マンホール・ハンドホール付近 ③　地中線路の曲折箇所 ④　道路横断箇所 ⑤　直線部分では30m程度に1個

3．機器仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
【電力設備】 1．電灯設備 （1）電気方式	1）種別 ①幹線　・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） ②分岐　・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
（2）既設との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
（3）機器類	・一般照明器具　・照明制御装置　・外灯　・コンセント等　・J分電盤等 ・その他（　　）
（4）一般照明器具	1）形式　・公共型　・一般型 2）灯具　・Hf蛍光灯　・LED灯　・HID灯　・その他（　　） 3）用途　・屋内用　・屋外用　・防災用 4）環境　・普通地域　・塩害地域 5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6）蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 飛散防止を施したランプとする。
（5）照明制御装置	1）センサー類　・明るさセンサー　・人感センサー　・タイマー　・調光スイッチ ・その他（昼光センサー：調光用） 2）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ON／OFF制御 ・その他（　　）
（6）外灯（単独設置）	1）照明用ポール ①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ　・その他（　　） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2）基礎　・木工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 3）灯具　・水銀灯　・ナトリウム灯　・Hf蛍光灯　・その他（　　） 4）安定器　・一般形高力率形（BH）　・低始動電流形　・その他（　　） 5）電源　・200V　・100V　・60Hz　・50Hz ・太陽電池式（点灯時間（　　）時間、不日照保証日数（　　）日） 6）制御　・EEスイッチ　・タイマー　・その他（　　） 7）接地　・単独接地（・本工事　・別途工事　・既設利用）　・共用　・その他（　　）
（7）ハイテンションアウトレット	・固定型　●上下動型（アップ式を含む）
（8）分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）**回路のカダブ改良用すき不図回盗形器具及びランプの接続端による発散には寸怪数や場合悉数のある場合は、** 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2．動力設備 （1）電気方式	1）種別 ①幹線　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ②分岐　・三相3線式（・200V　・（　　）V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
（2）既設との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
（3）負荷設備	・給水　・排水　・消火　・空調　・換気　・排煙　・昇降機 ・その他（　　）
（4）負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
（5）電動機等の出力の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
（7）分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
（8）保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
3．雷保護設備 （1）避雷針	1）受雷部　・突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物 2）避雷導線　・引下げ導体　・建築構造体利用 3）接地極　・接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極 4）接地抵抗の測定 ①測定方法　・電位差計方式　・電圧降下法 ②測定回数　・3回　・（　　）回 5）接地埋設標を設置する。
（2）雷サージ保護	1）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない 2）SPD　・低圧用（・クラスⅠ　・クラスⅡ）　・通信用（・カテゴリC　・カテゴリD）
（3）電源回路の保護	1）低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2）主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
（4）通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
4．接地設備 （1）接地工事	1）種別　・A種　・B種　・C種　・D種 2）施工　・各種単独　・共用有り（　　）
（2）接地抵抗の測定	1）測定方法　・電位差計方式　・電圧降下法 2）測定回数　・3回　・（　　）回
（3）接地埋設標等	接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】 5．受変電設備 （1）電気方式	1）種別　・三相3線式（・6.6kV　・200V） ・単相3線式（200／100V）　・単相2線式（100V） 2）周波数　・60Hz　・50Hz
（2）盤形式	1）形式　・閉鎖型（・キュービクル式配電盤（JIS） ・開放型　・壁面型 2）中通路　・有　・無 3）特記事項　（　　）
（3）交流遮断器	1）真空遮断器（VCB） ①操作方式　・手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作 ②引外し方式　・コンデンサ引外し　・直流電圧引外し 2）主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。
（4）断路器	1）極数　・3極　・単極 2）形式　・双投　・単投
（5）変圧器	1）形式　・油入　・モールド 2）設置　・屋外型　・屋内型 3）その他　・温度計付（・置き指針付　・置き指針なし）　・温度計なし
（6）進相コンデンサ	1）形式　・低圧　・高圧 2）容量　・6%リアクトル　・13%リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
（7）直列リアクトル	1）形式　・放電抵抗　・放電コイル（力率制御がある場合は必須） 2）容量　・6%リアクトル　・13%リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
（8）配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。
（9）低圧電磁接触器	低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1．5倍以上とする。
（10）高圧気中開閉器	1）制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2）開閉器及び地絡方向継電器外箱　・ステンレス製　・鋼板製 3）定格電流　・300A　・（　　）A 4）定格投入遮断電流　・12．5kA　・（　　）A
（11）設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
（12）キュービクル等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
（13）基礎	・本工事（・21N/m2　・18N/m2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（14）配線ピット及び蓋	1）施工　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
（15）設置場所	・屋内　・屋外（・地上　・屋上）
（16）消火器	・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
【電力貯蔵設備】 6．直流電源設備 （1）用途	・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　　）
（2）容量	（　　）kVA
（3）整流装置	整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
（4）蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・HS　・MSE　・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　・5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
（5）仕様詳細	仕様詳細については、別図（直流電源設備仕様）による。
7．交流無停電電源設備 （1）用途	（医療用）
（2）容量	（50）kVA
（3）給電方式	・常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式　・常時商用給電方式 ・その他（　　）
（4）整流装置等	整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
（5）蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・HS　・MSE　・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　・5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
（6）仕様詳細	仕様詳細については、別図（交流無停電電源設備仕様）による。
【発電設備】 8．燃料式発電設備 （1）用途	1）用途　・防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）　・一般用 2）区分　・常用　・非常用
（2）設置場所	・屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）
（3）機器	・発電装置　・燃料槽　・給油ボックス　・燃料配管 ・その他（　　）
（4）発電装置	1）発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2）種類　・ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置　・ガスタービン発電装置 3）形式　・簡易形　・オープン式　・キュービクル式（・85dB(A)/1m　・75dB(A)/1m） 4）始動時間（停電検出後）　・10秒以内　・40秒以内　・（　　）秒以内 5）連続運転時間　・2時間以上　・10時間以上　・24時間以上　・72時間以上 ・その他（　　） 6）発電機 ①電気方式　・三相3線式（・6.6kV　・200V　・（　　）V） ・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） ②定格周波数　・60Hz　・50Hz ③定格出力　（　　）kVA 7）原動機 ①定格出力　・（162）kW以上　・（　　）ps以上 ②冷却方式　・ラジエター方式　・冷却水循環式　・その他（　　）
（5）燃料	1）種類　・軽油　・灯油　●A重油　・その他（　　） 2）引渡時燃料　・満タン　・指定なし　・その他（　　）
（6）燃料槽	1）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　　）リットル ・燃料小出槽（1，950）リットル　・主燃料槽（1，950）リットル 2）燃料小出槽　・燃料小出槽（1，950）リットル　・主燃料槽（1，950）リットル 3）主燃料槽 ①設置場所　・屋内　・屋外（地上）　・地下埋設（・タンク室内埋設　・直埋設） ②形式　・二重殻タンク　・一重殻タンク ・その他（油漏式） ③設置工事　・本工事　・別途工事　・その他（　　） ④タンク室工事　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（7）給油ボックス	1）材質　・ステンレス製　・鋼板製　・その他（　　） 2）油量指示計　・有　・無
（8）基礎	・本工事（・21N/m2　・18N/m2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（9）消火器	・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
（10）仕様詳細	仕様詳細については、別図（発電設備仕様）による。
9．太陽光発電設備 （1）機器	・太陽電池アレイ　・パワーコンディショナ　・系統連係保護装置　・情報処理装置 ・その他（　　）
（2）太陽電池アレイ	1）発電能力　公称出力（　　）kW 2）架台は、JIS　C　8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
（3）パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	1）電気方式　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・200V　・100V　・（　　）V） 2）定格周波数　・60Hz　・50Hz 3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　） 4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　） 5）機能　・系統連系　・自立運転

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図 ．　．　．　．　．	設計番号 年月日・'11・9・	電気設備 特記仕様書2	S1： S1：	E－02

（4）系統連系　1）系統連系　・有（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）　・無
2）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（5）情報処理装置　1）装置　・情報表示板　・情報記録装置　・気温計　・日射量計
・その他（　　）
2）情報表示盤表示項目　・発電電力　・日発電電力量　・日射量　・気温
・その他（　　）
3）情報記録装置
①処理項目　・発電電力量　・日射量　・気温
・その他（　　）
②記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）

（6）仕様詳細　仕様詳細については、別図（太陽光発電設備仕様）による。

10. 風力発電設備
（1）機器　・風車　・制御盤　・系統連係保護装置　・情報処理装置
・その他（　　）
（2）風車　1）発電能力　定格出力（　　）kW
2）架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。
（3）制御盤　1）電気方式　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相２線式（・２００Ｖ　・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
2）定格周波数　・６０Hz　・５０Hz
3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　）
5）機能　・系統連系　・自立運転
（4）系統連系　1）系統連系　・有（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）　・無
2）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。
（5）情報処理装置　1）装置　・情報表示板　・情報記録装置　・気温計　・風向計　・風速計
・その他（　　）
2）情報表示盤表示項目　・発電電力量　・日発電電力量　・気温　・風向　・風速
・その他（　　）
3）情報記録装置
①処理項目　・発電電力量　・気温　・風向　・風速
・その他（　　）
②記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）
（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（風力発電設備仕様）による。

【通信・情報設備】

11. 構内情報通信網設備
（1）伝送速度　・１０ＢＡＳＥ　・１００ＢＡＳＥ　・１０００ＢＡＳＥ
・その他（　　）
（2）機器　・リピータ　・スイッチ　・ＨＵＢ　・ルータ　・メディアコンバータ　・ファイアーウォール
・時刻同期装置　・ネットワーク管理装置　・無線ＬＡＮ　・機器収納ラック　・アウトレット
・その他（　　）
（3）ネットワーク網　・広域網（ＷＡＮ）　・構内網（ＬＡＮ）
（4）ケーブル　1）幹線系　・ＵＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル　・その他（　　）
2）支線系　・ＵＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル　・その他（　　）
3）フロア系　・ＵＴＰケーブル　・その他（　　）
（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　●壁コンセント
・その他（　　）
（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（構内情報通信網設備仕様）による。

12. 構内交換設備
（1）機器　・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　　）
（2）交換装置　1）種別　・構内交換装置（・デジタルＰＢＸ　・ＩＰ－ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ
・その他（　　））
・ボタン電話装置
・その他（　　）
2）方式　・局線応答方式　・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ダイヤルイン方式
・その他（　　）
3）停電保障時間　・３０分以上　・（　　）時間以上
4）保安用接地　・本工事　・別途工事　・その他（　　）
5）本配電盤（ＭＤＦ）　・自立フレーム（・片面形　・両面形）　・交換機一体型　・壁掛型
6）電源装置　・別置型　・その他形　・その他（　　）
（3）電話機　・一般電話機　・多機能電話機　・コードレス電話機　・ＰＨＳ
・その他（　ＰＨＳ用アンテナ　　）
（4）端子盤類　1）端子盤　・中継端子盤（ＩＤＦ）　・室内端子盤
2）中継端子盤には実装数の２０％以上、室内端子盤には１０Ｐ以上の接続端子板スペースを見込む。
（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）
（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（構内交換設備）による。

13. 情報表示設備
（1）設備　・マルチサイン装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置
（2）マルチサイン装置　1）機器　・情報表示盤　・操作制御装置
・その他（　　）
2）情報表示盤　・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式
・その他（　　）
3）操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。
4）通信方式　・専用通信線　・ＴＣＰ／ＩＰ　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（　　）による。
（3）時刻表示装置　1）機器　・親時計　・子時計　・単独時計
・その他（　　）
2）親時計
①形式　・壁掛型　・自立型　・ラックマウント型（ラック架組込）
②時刻修正　・ＦＭ放送受信（・アンテナ設置　・既設利用）
・長波標準電波受信（・アンテナ設置　・既設利用）
・その他（　　）
③回線数　（　　）回線
④機能　・電子チャイム（　　）曲　・時報　・プログラムタイマー（・年間　・週間）
（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。）
3）子時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　●屋内　・屋外　・その他（　　）
4）電源装置　運転可能時間（・１０時間　・（　　）時間）
5）単独時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
③時刻修正機能　・有り　・無し
6）仕様詳細については別図（時刻表示装置仕様）による。
（4）警報等表示装置　1）機器　・表示盤　・検出装置
・その他（　　）
2）表示盤　・表示窓式　・その他（　　）
3）検出装置　・電極　・無電圧接点　・その他（　　）
4）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。
5）仕様詳細については別図（警報表示装置仕様）による。

14. 映像・音響設備
（1）設備　・映像機器　・音響機器　・操作装置

（2）映像機器　1）表示機器　・プロジェクタ（・前面投射式　・背面投射式）
・スクリーン（・反射マット形　・反射ビーズ形　・反射ストライプ形　・透過形
・その他（　　））
・スクリーン巻上装置（・電動式　・手動式）
・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ
2）付属機器　・録画再生装置（・ＨＤＤ　・ＤＶＤ　・ＶＨＳ　・その他（　　））
・テレビチューナー（・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・その他（　　））
・カメラ　・パソコン
・その他の機器（　　）
（3）音響機器　1）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②方式　・ステレオ　・モノラル
③出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
2）付属機器　・グラフィックイコライザー　・オーディオミキサー　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
3）スピーカー　・天井分散配置方式　・集中配置方式　・併用方式　・その他（　　）
（4）操作装置　1）形状　・卓型　・キャビネットラック型　・その他（　　）
2）設置　・固定式　・可動式　・その他（　　）
（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（映像・音響設備仕様）による。

15. 拡声設備
（1）機器　1）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
2）付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　　））
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
3）操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）
4）スピーカー
①結線　・１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
（2）用途　・一般放送専用　・非常放送兼用
（3）仕様詳細　仕様詳細については別図（拡声設備仕様書）による。

16. 誘導支援設備
（1）設備　・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置
（2）音声誘導装置　1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
4）仕様詳細については別図（音声誘導装置仕様書）による。
（3）インターホン　1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用　・保守用
・その他（　　）
2）機能　・音声通話　・映像モニタ
3）通話網　・親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
5）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
6）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
7）仕様詳細については別図（インターホン仕様書）による。
（4）トイレ等呼出装置　1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報　・ナースコール
・その他（　　）
2）呼出スイッチ　・押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
3）警報　・光　・音声　・ブザー　・ベル　・その他（　　）
4）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（トイレ等呼出装置仕様書）による。

17. テレビ共同受信設備
（1）受信放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・ＣＡＴＶ　・その他（　　）
（2）機器　・増幅器　・混合分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・その他（　　）
（3）アンテナ　1）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（テレビ共同受信設備仕様）による。

18. テレビ電波障害防除設備
（1）対象戸数　（　　）戸
（2）機器　・増幅器　・混合分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ　・ヘッドエンド装置
・その他（　　）
（3）アンテナ　1）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（テレビ電波障害防除設備仕様）による。

19. 監視カメラ設備
（1）機器　・カメラ　・モニタ装置　・録画装置
・その他（　　）
（2）カメラ　1）色方式　・白黒　・カラー
2）駆動方式　・固定式　・遠隔可動式
3）撮影条件　・昼間　・薄明時　・夜間
4）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
（3）モニタ装置　1）色方式　・白黒　・カラー
2）モニタ　・液晶　・プラズマ　・ＰＣ　・その他（　　）
3）設置　・自立型　・卓上型　・壁掛型　・その他（　　）
（4）録画装置　1）記録媒体　・ビデオテープ　・ビデオディスク　・ハードディスク
・その他（　　）
2）録画時間
①時間　（　　）時間
②間隔　・連続　・間欠（（　　）分間隔）
3）機能　・時刻修正機能
・その他（　　）
（5）伝送方式　・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式　・その他（　　）
（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（監視カメラ設備仕様）による。

20. 駐車場管制設備
（1）機器　・管制盤　・検知器　・信号警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
・その他（　　）
（2）管制盤　1）機能　・入場管理　・退場管理　・発券管理　・その他（　　）
2）形式　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・その他（　　）
（3）検知器　1）方式　・赤外線式　・ループコイル式　・アンテナ式　・その他（　　）
2）検知器外箱　・ステンレス製　・鋼板製
3）検出対象車両　・普通車　・大型車　・その他（　　）
4）検出対象速度　（　　）km以下
（4）信号警報灯　1）信号灯　・発光ダイオード　・その他（　　）
2）警報灯　・回転灯　・表示灯　・その他（　　）
3）警報音　・音声　・ブザー　・その他（　　）
4）外箱　・ステンレス製　・鋼板製
（5）発券機　1）発行券　・磁気式　・ＩＣカード式　・パンチカード式　・ＲＦ－ＩＤ式
2）発券方式　・入場時発行　・事前発行　・その他（　　）
（6）カーゲート　・バー式（・グラスファイバー製　・アルミ製　・鋼製（防錆処理））
・その他（　　）
（7）仕様詳細　仕様詳細については別図（駐車場管制設備仕様）による。

21. 防犯・入退室管理設備
（1）設備　・防犯装置　・入退室管理装置
（2）防犯装置　1）センサー　・パッシブセンサー　・赤外線センサー　・画像センサー　・マグネットセンサー
・ガラス破壊センサー　・その他（　　）
2）機能　・警報　・記録　・監視カメラ連動制御　・センサー入切制御
・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
（3）入退室管理装置　1）認識装置　・バイオメトリックス　・音声　・暗証番号　・カード
・その他（　　）
2）機能　・遠隔施解錠制御　・スケジュール設定制御　・照明制御　・空調制御
・センサー入切制御　・警報　・記録　・監視カメラ連動
・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
（4）仕様詳細　仕様詳細については別図（防犯・入退室管理設備仕様）による。

22. 自動火災報知設備
（1）機器　・受信機　●副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　・感知器
●その他（ソフト変更　　）
（2）受信機　1）型式　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　●Ｒ型
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　●複合盤組込　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）
（3）副受信機　1）盤形式　・自立型　●壁掛型　・その他（　　）
（表示装置）　2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
（4）中継器　試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
（5）発信機　1）型式　・アドレス付　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級
2）消火栓ボンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とする。その場合、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）
（6）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　・煙感知器　・炎感知器
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　））
・屋外（・防水　・その他（　　））
（7）仕様詳細　仕様詳細については別図（自動火災報知設備仕様）による。

23. 自動閉鎖設備
（1）機器　・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開錠装置
・その他（　　）
（2）連動制御器　1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー　・非常口等の扉
2）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
（3）自動閉鎖装置　1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）
（4）自動開錠装置　1）方式　・電気錠　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）
（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（自動閉鎖設備仕様）による。

24. 非常警報設備
（1）設備　・非常放送装置　・非常ベル
（2）非常放送装置　1）消防法基準適合マーク品とする。
2）増幅器
①出力　（３４０×４）　Ｗ、Ｈｉ形
②形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型　・その他（　　）
③機能　・マイク放送　・自動火災報知設備連動放送　・緊急地震速報設備連動放送
・その他（　　）
④用途　●拡声設備兼用　・非常放送専用
3）スピーカー
①結線　・１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Ｌｏ形　・Ｈｉ形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
④用途　●拡声設備兼用　・非常放送専用
4）非常用ワモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）
5）仕様詳細については別図（非常放送装置仕様書）による。
（3）非常ベル（自動式サイレンを含む）　1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込

25. ガス漏れ火災警報設備
（1）機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器
・その他（　　）
（2）受信機　1）回線数　（　　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）
（3）副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）
（4）検知器　1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ（受信機等から供給）　・その他（　　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式
（5）仕様詳細　仕様詳細については別図（ガス漏れ火災警報装置仕様書）による。

【中央監視設備】
26. 監視制御設備
（1）機器　・監視操作装置　・信号処理装置　・記録装置　・伝送装置　・端末装置
・その他（　　）
（2）監視制御対象設備　・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
・その他（　ＵＰＳ装置　　）
（3）監視操作装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・その他（　既存設備　　）
2）表示装置　・グラフィックパネル　・ミニグラフィックパネル　・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ　・指示計器
・その他（　　）
3）操作装置　・操作スイッチ　・キーボード　・マウス
・その他（　既存設備　　）
（4）信号処理装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）
（5）記録装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）
3）装置　・プリンタ　・記録メディア（　　）
・その他（　　）
（6）仕様詳細　仕様詳細については別図（監視制御設備仕様書）による。

【構内配電線路】
27. 構内配電線路
（1）電気方式　1）種別　・三相３線式（・６．６kＶ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相３線式（２００Ｖ／１００Ｖ　・単相２線式（・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
2）周波数　・６０Hz　・５０Hz
（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有（電力仕様）　・無
5）銘板　・有　・無
（4）装柱機器(高圧用)　1）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
3）開閉器
①形式　・気中形　・ガス形　・真空型
②地絡継電器　・方向性　・無方向性
③制御電源用変圧器及び避雷器内蔵とする。
④開閉器及び装置の外箱はステンレス製とする。
（5）装柱機器(低圧用)　1）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
（6）ハンドホール、マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
3）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。
4）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
5）高さ９００mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。タラップの取付は４５０mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
（7）銘鉄蓋　1）銘鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
（8）地中ケーブル保護材料　1）種類　・ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・２倍長　・３．５倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】
28. 構内通信線路
（1）用途　・電話用　・拡声用　・時刻表示用　・火災報知用　・非常警報用　・インターホン用
・テレビ共同受信設備用　・その他（　　）
（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有　・無
5）銘板　・有　・無
（4）ハンドホール、マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
3）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。
4）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
5）高さ９００mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。タラップの取付は４５０mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
（5）銘鉄蓋　1）銘鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
（6）地中ケーブル保護材料　1）種類　・ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・２倍長　・３．５倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】
29. 消火器　1）設置　・本工事　・別途工事
2）消火器　種別（　　）、数量（　　）本
3）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計 ・ ・ ・ ・ ・ 製図	設計番号 年月日 '11・9・	電気設備 特記仕様書３	S1： S1：	E ― 03

4．電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分　類	資 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
電　線	電線、ケーブル類（エコ電線・ケーブルを優先）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＣＳ（日本電線工業会企画）規格適合品品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	●登録認定機関（（社）電線総合技術センター）または指定認定機関（（社）日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または許定されたもの ●(社）日本電線工業会により自主認定（許定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属配管、ＶＥ，ＰＦ，ＨＩＶＥ，ＦＥＰ，ＣＤ．合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常照明器具		●指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ●(社）日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		●登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高調波点灯専用蛍光灯電子安定器	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
照明制御装置	センサー、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		●ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他）		●ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電盤, 実験盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		●(社）日本配電制御ｼｽﾃﾑ工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装装置、総合操作盤の消防用設備等の認定対象品目	●登録認定機関（（財）日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備用制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	●(財）日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	ＣＷ形、ＰＷ形	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流フューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
遮断器	高圧遮断器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		●ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	●(社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、その他		●ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分　類	資 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
	防災電源用	消防用電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋＷ以下のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●(社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（（社）日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナー	出力１０ｋＷ未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品
		出力１０ｋＷ以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		●ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		●太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ●太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ●上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		●登録認定機関（（財）電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ））等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常放送設備	非常用放送設備として使用するもの	●登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	●優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもので、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＮＨＫ共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		●登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿　鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	●ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		●ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）のあるものをいう。

・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。但し、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。

◆Ⅳ　完成書類

引き渡し時には下記の書類を提出する。

名　称	完成書類	部　数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	２部
	施工図（製本）	２部
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	１部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	１部
	施工図（製本）	１部
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
工事に関する書類 ・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストＥ票の写し ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） ・工事写真（サムネール及び代表写真） ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部
電子納品		３部
完成検査写真		１部
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		３部

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・白焼き（青焼き不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはチューブファイル以上とする。

Ⅴ　機器標準取付高さ

標準的な高さであるり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

	名　称	例　点	取付高さ（mm）	備　考
電　力	接地端子盤	床上～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	１，８００～２，０００	
	引込開閉器	床上～中心	１，８００～２，０００	
	分電盤	床上～中心	１，５００	上端　１，９００mm
	スイッチ	床上～中心	１，３００	○　１，０００mm
	コンセント（一般）	床上～中心	３００	○　４００mm
	コンセント（和室）	床上～中心	２００	
	コンセント（台上）	床上～中心	１５０	
	コンセント（ＷＰ）	床上～中心	１，０００	
	コンセント（地下）	床上～中心	１，０００	
	コンセント（土間）	床上～中心	５００	
	ブラケット（一般）	床上～中心	２，１００～２，３００	
	ブラケット（鏡上）	床上～中心	１５０	
	ブラケット（処理場）	床上～中心	２，５００	
	壁掛型制御盤	床上～中心		
	手元開閉器	床上～中心	１，５００	
	操作スイッチ	床上～中心	１，３００	
電話	端子盤	床上～下端		
	保安器盤	床上～中心	２，０００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
時計・拡声	壁掛型親時計	床上～中心	１，５００	上端　１，９００mm
	子時計	床上～中心	２，３００	
	壁掛型スピーカ	床上～中心	２，３００	２，５００mm
	アッテネータ	床上～中心	１，３００	
表示	表示器	床上～中心	２，３００	
	壁付発信器	床上～中心	１，３００	
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	２，３００	
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	１，３００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
	子機（身障者用）	床上～中心	１，１００	
	呼出しボタン（身障者用）	床上～中心	８００～９５０	便座先端から後方へ100～200mm ２個目（高700mm、便座先端から前方400mm）
	表示灯（身障者用）	床上～中心	１，８００	
テレビ	機器収容箱	床上～中心	２，０００	
	直列ユニット	床上～中心	３００	
	直列ユニット（和室）	床上～中心	２００	
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	１，５００	
	発信器	床上～中心	１，３００	
	表示灯	床上～中心	１，８００	
	ベル	床上～中心	２，３００	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正　平成２１年国交省告示第９０６号）
ユニバーサルデザインのまちづくり施設　整備マニュアル　（平成２０年４月　三重県）

設計図書に関する情報欄

建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示

□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。

■　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

【氏名】	幾見　明正
【資格】	建築設備士
【勤務先】	株式会社 田中建築事務所
【登録番号】	第07Ｃ１－０２６３Ｋ号
【意見を聞いた設計図書（図面番号）】	E-01～E-12

工　事　区　分　表

項目	内容	建築	電気	機械 空調	機械 衛生	その他		備考
1．機械等の基礎及び架台	（1）機器用コンクリート基礎	○		※	※			※置き基礎のみ施工
	（2）機械室の軽量コンクリートの打設	○						
	（3）機器用アンカーボルト		○	○	○			特記以外は各工事毎に施工
2．排　水　溝　等	（1）屋外部分の雨水排水溝、集水桝及びグレーチング蓋	○						
3．箱入れ・スリーブ等	（1）各種配管用スリーブ（梁、壁、床共）		○	○	○			
	（2）ダクト、吹出口類の箱入れ及びスリーブ			○				
	（3）和風便器用箱入れ				○			
	（4）配線ラック用の床貫通箱入れ		○					
	（5）外壁に設ける ガラリの箱入れ	○						
	（6）外壁に設ける換気扇の箱入れ（取付枠共）	○						
	（7）上記（1）～（6）項部分の補強	○						
	（8）外壁貫通部の防水	※	※	※	※			※特記以外は各工事毎に施工
	（9）貫通穴の空隙の充填		※	※	※			※特記以外は各工事毎に施工
	（10）上記（9）の充填部分の仕上	○						
4．天井切り込み補強等	（1）埋め込み照明器具、吹き出し口類、カセット形ファンコイル		○	○	○			特記以外は各工事毎に施工
	換気扇等取付の為の天井下地切り込み部の補強							
	（2）埋め込み照明器具、吹き出し口類、カセット形ファンコイル		○	○	○			
	換気扇等取付の為の天井下地切り込み							
	（3）上記（1）、（2）項器具用取付枠		○	○				特記以外は各工事毎に施工
	（4）上記（3）項各器具取付		○	○				特記以外は各工事毎に施工
5．その他切り込み補強等	（1）スチールパーテションの開口及び下地補強	○	※	※				※墨出しのみ施工
	（2）軽量鉄骨間仕切の開口に伴う補強	○						
	（3）上記（1）、（2）項器具用取付枠		○	○	○			
	（4）上記（3）項各器具取付		○	○	○			
	（5）壁取付器具部分の補強		○	○	○			
6．点検口・点検扉等	（1）天井及び床点検口	○						
	（2）各種シャフトの点検扉	○						
7．排水口・トラップ桝等	（1）各種床排水金物				○			
	（2）置き式ステンレス流し台（既製品）・排水金物共	○						
	（3）上記（2）項ステンレス流し台の排水の接続				○			
	（4）各種排水溝より排水桝等に接続する為の排水金物及び配管				○			
	（5）造付ステンレス流し台・排水金物共	○						
	（6）上記（5）項ステンレス流し台の排水の接続				○			
	（7）洗濯機パン（トラップ共）	○						
8．雨　水　・　排　水　等	（1）ルーフドレーン及び雨水桝までの屋内外竪樋配管	○						
	（2）上記（1）項以降桝までの配管	○						
	（3）雨水用屋外排水管及び桝	○						
	（4）汚水、雑排水用屋外排水管及び桝				○			
	（5）桝用化粧蓋				○			特記以外は衛生工事
	（6）上記（5）項用化粧仕上げ	○						
9．ガラリ・フード	（1）外壁に設けるガラリ及びサッシと一体のガラリ	○						ダクト接続用フランジ及び防虫網共
	（2）ドアーガラリ及び遮光ガラリ	○						
	（3）吹出口及び吸込口			○				
	（4）ウェザーカバー			○				

項目	内容	建築	電気	機械 空調	機械 衛生	その他		備考
10．機器・器具類等	（1）衛生器具	※			○			※洗面バックは建築工事
	（2）洗濯機							別　途
	（3）医療機器							別　途
	（4）各種手摺（身障者用便所内手摺取付分も含む）	○						
	（5）鏡	※			※			※特記による
	（6）ユニットシャワー（標準付属品共）	○						
	（7）洗面化粧台（キャビネット付）	○						
	（8）電話交換機		○					
	（9）サイン灯工事	○						
11．動　力　等	（1）ユニット形空調機、全熱交換器等の電源		○					
	（2）サイン灯用電源供給配管配線		○					
	（3）動力制御盤とその負荷側配管配線		○					
	（4）パッケージ形空調機、全熱交換機等の二次側配管配線			○				
12．制　御　・　監　視　等	（1）各制御盤の遠方監視及び操作用の回路の配管配線		○	○				
	（2）中央監視盤（空調・衛生）の改修			○				
	（3）中央監視盤（電気・防災）の改修		○					
	（4）自動制御用電源供給配管配線		○					
13．防　災　等	（1）消火器							別　途
	（2）上記（1）項用ボックス	○						
	（3）補助散水栓箱				○			
	（4）上記（3）項箱組込の押釦、起動表示灯、電鈴		○					
	（5）上記（3）項用配管配線		○					
	（6）防火扉、防煙垂壁	○	※					※防火扉用配管配線は、電気工事
	（7）シャッター及び自動扉	○						
	（8）上記（7）項配管配線	※	※					※一次側電気工事・二次側建築工事
	（9）ガス漏れ警報装置		○					
	（10）電気錠・電気錠制御盤	○	※					※一次側は、電気工事
	（11）上記（10）項配管配線		○					
14．医療関係機器類	（1）衛生器具の電源供給配管配線		○					
	（2）備品への電源供給配管配線		○					接続は別途
	（3）備品への給排水、ガス管				○			接続は別途
	（4）その他の医療機器							別　途
12．工事中の各種供給区分	（1）仮設電力の引込（キュービクルまで）及び電気主任技術者	○						
	（2）上記（1）項以降の盤までの配管配線	○						
	（3）工事用仮設電力の電気料金（基本料金共）	○						
	（4）受電後、引渡しまでの試験調整用電気料金							別途病院支給。
	（5）仮設水道の配管（メーター共）	○						
	（6）引渡しまでの水道料金（基本料金共）							別途病院支給。

備考

工事名称	三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図	設計番号	工事区分表	E — 05
				年月日・'11. 9.	S1： S1：	

三重県四日市市大字日永5450番の132

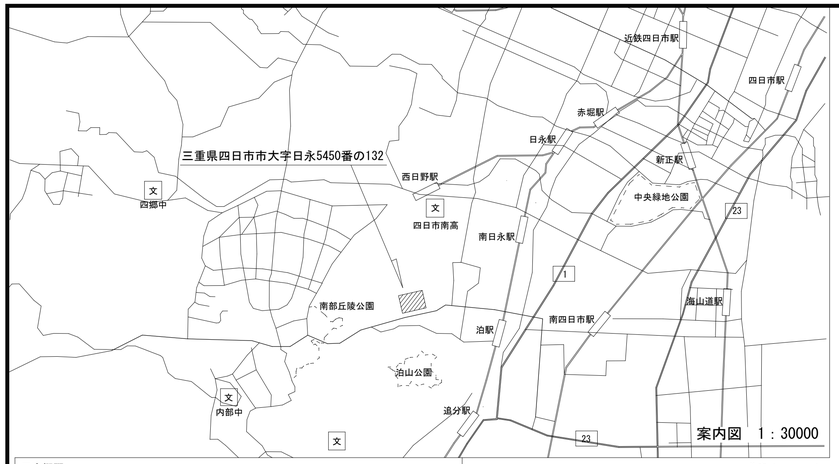

案内図　1：30000

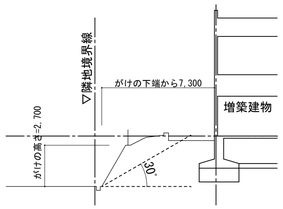

A断面（がけとの関係）

工事概要
1．放送設備
非常・業務兼用ラック型アンプ改修
非常遠隔操作器　更新
2．自動火災報知設備
既存Ｒ型受信機　ソフト変更
既存副受信機　ソフト変更
既存防災監視装置　ソフト変更

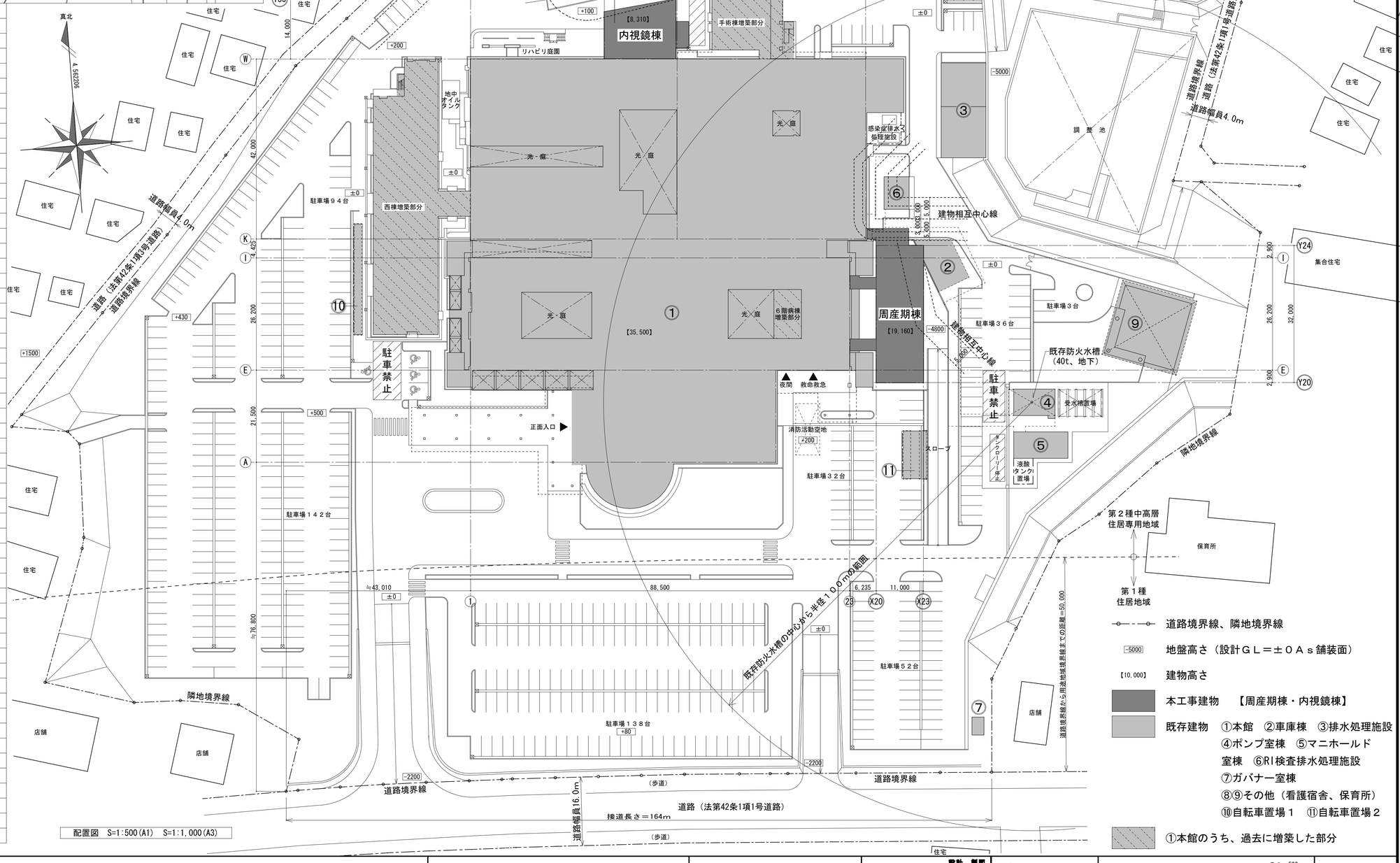
真北
4.562°06
道路境界線
道路（法第42条1項1号道路）
道路幅員4.0m
隣地境界線
道路境界線（法第42条1項1号道路）
道路幅員4.0m
住宅
店舗
内視鏡棟
【8,310】
手術棟増築部分
リハビリ庭園
駐車禁止
光・庭
西棟増築部分
駐車場９４台
地中オイルタンク
感染症排水処理施設
調整池
建物相互中心線
周産期棟
【19,160】
【35,500】
6階病棟増築部分
駐車場３１台
消防活動空地
駐車場２３台
駐車場３８台
駐車場３台
駐車場３６台
既存防火水槽（40t、地下）
駐車禁止
夜間　救命救急
正面入口
消防活動空地
スロープ
駐車場３２台
駐車場１４２台
駐車場１３８台
駐車場５２台
受水槽室場
タンクローリー停止
改修タンク置場
既存防火水槽の中心から半径１００mの範囲
第２種中高層住居専用地域
第１種住居地域
保育所
集合住宅
道路境界線から用途地域境界線までの距離＝50.000
道路境界線
隣地境界線
道路（法第42条1項1号道路）
接道長さ＝164m
道路幅員16.0m
（歩道）
（歩道）
88,500
47,950
44,000
16,700
10,000
5,000
300
42,000
26,200
21,500
76,800
14,000
4,425
2,900
32,000
6,235
11,000
5,000
5,000
5

全館放送　システム系統図

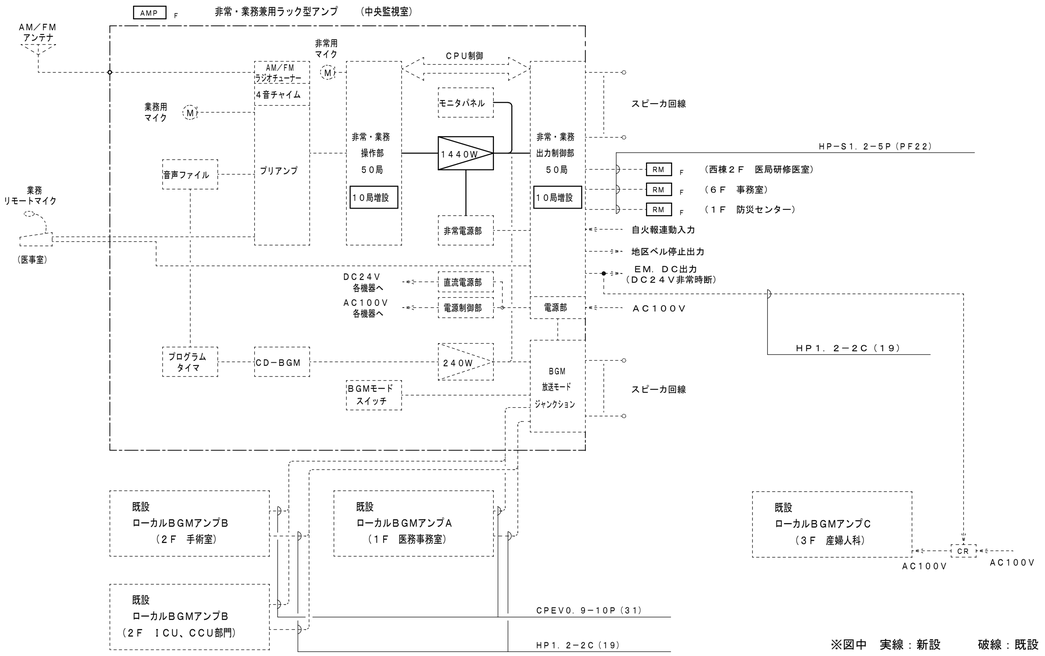

※図中　実線：新設　　破線：既設

RM F 非常遠隔操作器

参考型番：RM-971-30(TOA)同等品

※既設操作器を撤去、入替

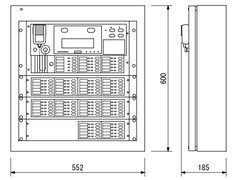

電源	ＤＣ２４Ｖ（本体より供給）
入力	非常業務兼用マイク（トークスイッチ付）
	業務プリアンプ・タイマー・モニター各１
出力制御	６０局＋一斉（グループ選択５局）
自火報連動	出火階、直上階に自動音声警報放送
	（連動一斉、連動の２モード）

壁掛型スピーカ（ＡＴＴ付）

参考型番：BS-32ET(TOA)同等品　L級

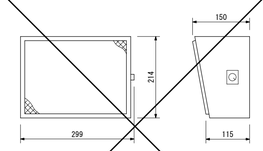

定格入力	3W（3．3kΩ），2W（5kΩ），1W（10kΩ）
出力音圧レベル	９２ｄＢ（１Ｗ，１ｍ）
周波数特性	１５０Ｈｚ～１３ｋＨｚ
スピーカー	１６ｃｍコーン型
仕上	本体：木製　ライトグレー
	ネット：ジャージ　ライトグレー
音量調節器	４段切換

ワイドホーンスピーカ

参考型番：CS-63(TOA)同等品　L級

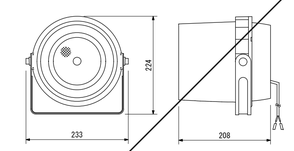

定格入力	６Ｗ（１．７ｋΩ），３Ｗ（３．３ｋΩ），１Ｗ（１０ｋΩ）
出力音圧レベル	９６ｄＢ（１Ｗ，１ｍ）
周波数特性	１３０Ｈｚ～１３ｋＨｚ
スピーカー	１２ｃｍ防滴コーン型
仕上	ホーン・カバー：樹脂　オフホワイト
その他	防水性能：ＩＰＸ４

天井埋込型スピーカ

天井埋込型スピーカ（ＡＴＴ付）

参考型番：CM-2430+CP-237(TOA)同等品
参考型番：CM-2335T+CP-237(TOA)同等品　L級

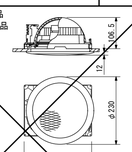

	ＡＴＴ無	ＡＴＴ付
定格入力	3W(3.3kΩ)，2W（5kΩ），1W（10kΩ）	
出力音圧レベル	９２ｄＢ（１Ｗ，１ｍ）	
周波数特性	１００Ｈｚ～１２ｋＨｚ	
スピーカー	１６ｃｍコーン型	
音量調節	―――	４段切換
仕上	ネット：アルミ，オフホワイト	
その他	スピーカーカバー一体型	

クリーンルーム用天井埋込スピーカー

参考型番：PC-3CL(TOA)同等品

３Ｗ時：Ｌ級
消防法規定の測定で
９２ｄＢ（Ａ）以上
（１Ｗ時：Ｍ級）

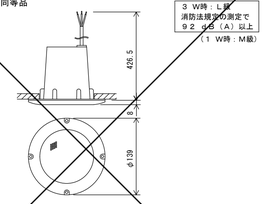

定格入力	３Ｗ（３．３ｋΩ），１Ｗ（１０ｋΩ）
出力音圧レベル	８７ｄＢ（１Ｗ，１ｍ）
周波数特性	１５０Ｈｚ～２０ｋＨｚ
スピーカー	８ｃｍ防滴コーン型
仕上	枠：樹脂　クロムめっき
	パンチングネット：ステンレス
その他	防水性能：ＩＰＸ４

天井露出型スピーカ（ＡＴＴ付）

参考型番：PC-2238T(TOA)同等品　L級

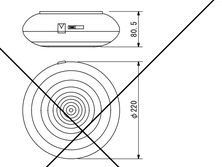

定格入力	３Ｗ（３．３ｋΩ），２Ｗ（５ｋΩ），１Ｗ（１０ｋΩ）
出力音圧レベル	９４ｄＢ（１Ｗ，１ｍ）
周波数特性	１６０Ｈｚ～１６ｋＨｚ
スピーカー	防滴１２ｃｍコーン型
仕上	ケース：樹脂　ライトグレー
音量調節器	５段切換

AMP F 非常・業務兼用ラック型アンプ

改修前

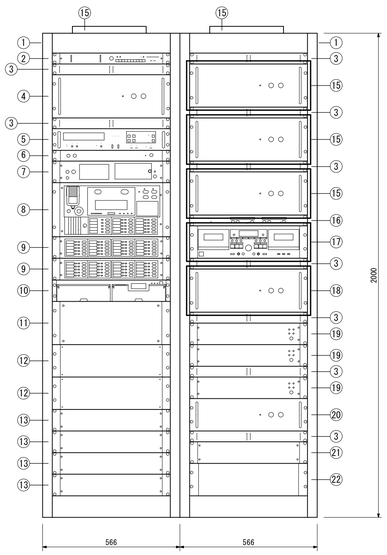

No.	名称	撤去
1	キャビネットラック	
2	モニタパネル	
3	通気パネル	
4	パワーアンプ２４０Ｗ（ＢＧＭ用）	
5	プログラムタイマ	
6	音声ファイル	
7	プリアンプ	
8	非常・業務操作部（１０局）	
9	同上増設部（２０局）	
10	ＣＤ−ＢＧＭ	
11	非常・業務出力制御部（１０局）	
12	同上増設部（２０局）	
13	ＢＧＭ放送モードジャンクション	
14	プロアユニット	
15	パワーアンプ　３６０Ｗ	●
16	ＢＧＭモードスイッチ	
17	カセットデッキ	●
18	パワーアンプ　２４０Ｗ	●
19	非常電源部	
20	直流電源部	
21	電源制御部	
22	接続端子盤	

※ ［　］ 部は改修時撤去機器を示す。

改修後

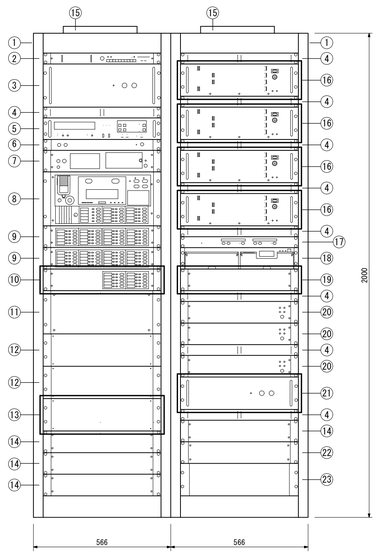

No.	名称	新設
1	キャビネットラック	
2	モニタパネル	
3	パワーアンプ２４０Ｗ（ＢＧＭ用）	
4	通気パネル	
5	プログラムタイマ	
6	音声ファイル	
7	プリアンプ	
8	非常・業務操作部（１０局）	
9	同上増設部（２０局）	
10	同上増設部（１０局）(EP-029-10(TOA)同等品)	●
11	非常・業務出力制御部（１０局）	
12	同上増設部（２０局）	
13	同上増設部（１０局）(JP-039-10：TOA同等品)	●
14	ＢＧＭ放送モードジャンクション	
15	プロアユニット	
16	パワーアンプ　３６０Ｗ(PA-3630：TOA同等品	●
17	ＢＧＭモードスイッチ	
18	ＣＤ−ＢＧＭ	
19	ブランクパネル（BK-02313：TOA同等品）	●
20	非常電源部	
21	直流電源部	●
22	電源制御部	
23	接続端子盤	

注記

機器更新時に定時放送用カセットデッキのメッセージを音声ファイルに新たに録音すること。

※ ［　］ 部は改修時新設機器を示す。

アッテネータ

参考型番：AT-063+YP-1AF(TOA)同等品

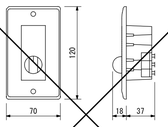

入力容量	０．５～６Ｗ
音量切換	５段階切換
仕上	プレート：アルミ

電源カットリレー

参考型番：E-97P(TOA)同等品

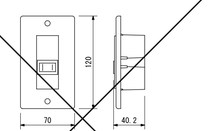

電源	ＡＣ１００Ｖ　５０／６０Ｈｚ
電力容量	最大８００Ｗ
電流容量	最大１０Ａ
制御方式	非常時ＤＣ２４Ｖ断によりＡＣ１００Ｖ断制御
制御電流	ＤＣ２４Ｖ　１０ｍＡ
適合ボックス	露出：ＪＩＳ　１個用スイッチボックス
	埋込：ＪＩＳ　１個用中形四角浅形カバー付

DB 回路分割装置（不燃性ボックス用）

参考型番：DB-31V(TOA)同等品

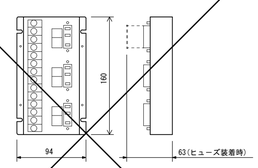

回路分割数	最大３回路
１分割回路最大Ｗ数	９１Ｗ
３分割回路最大総Ｗ数	１５０Ｗ
適合ヒューズ	Ｐ４型警報ヒューズ

備考

工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計	製図	設計番号 / 年月日 '11．9．	非常放送設備　機器姿図 S１： S１：	E ― 07

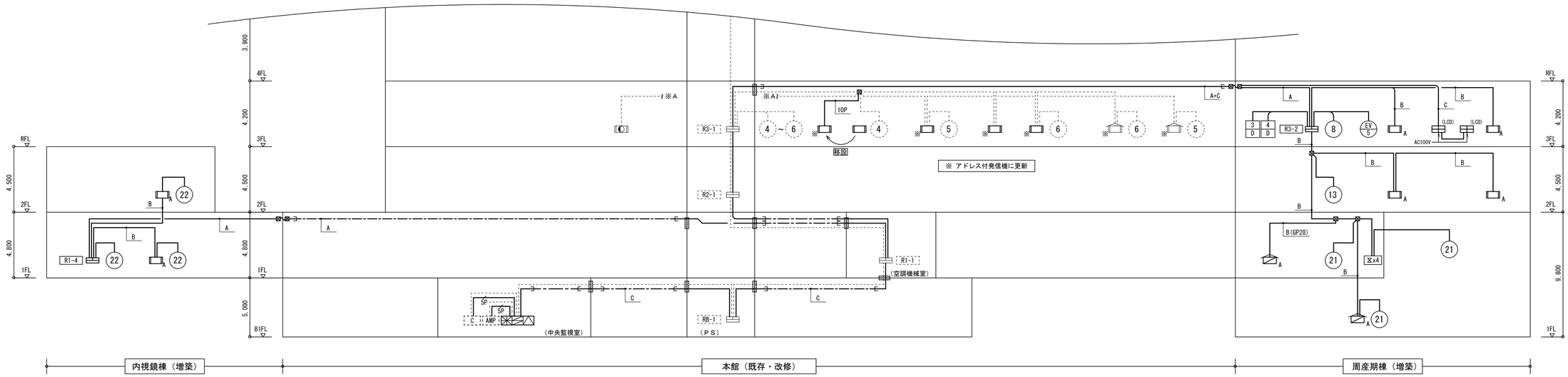

系　統　図

凡　例

記　号	名　称	番　号	備　考	
	複合受信機		ＧＲ型　自動試験機能付	既設
(LCD)	副受信機		カラーＬＣＤタイプ	
	中継器盤			
AMP	非常放送アンプ			既設
C	中央監視盤			既設
P	発信機		アドレスアダプタ接続用	:屋外型
	表示灯		ＡＣ・ＤＣ２４Ｖ　ＬＥＤ式	:屋外型
B	ベル		ＤＣ２４Ｖ	
	機器収容函		P B 収容（補助散水栓）	発信機更新
	機器収容函		P B 収容（補助散水栓）	発信機更新
	機器収容函		B 収容（連結送水管放水口）	既設
P A	発信機		アドレス付	:屋外型
	機器収容函		P A B 収容（補助散水栓）	
	総合盤		P A B 収容	
S A	光電アナログ式スポット型感知器		自動試験機能付	既設
D A	熱アナログ式スポット型感知器		１種　７０℃　防水型　自動試験機能付	既設
S	光電式スポット型感知器		２種	既設
D	差動式スポット型感知器		２種	既設
D	定温式スポット型感知器		特種　６０℃	既設
D	定温式スポット型感知器		１種　７０℃　防水型	既設
D	定温式スポット型感知器		特種　６０℃　防水型	既設
Ω	終端器		Ｐ型用	
AD	アドレスアダプタ		一般感知器伝送変換用	
	空気管		メッセンジャーワイヤー付	
X	差動式分布型感知器		２種鉄箱付（X:n）（ｎは収容個数を示す）	
S C	光電式スポット型感知器		２種　自動試験機能付	
S C	光電式スポット型感知器		２種 点検ボックス付　自動試験機能付	
S C	光電式スポット型感知器		３種　自動試験機能付	
S C	光電式スポット型感知器		２・３種　自動試験機能付	
D C	差動式スポット型感知器		２種　自動試験機能付	
D C	差動式スポット型感知器		２種　防水型　自動試験機能付	
D C	定温式スポット型感知器		特種　６０℃　防水型　自動試験機能付	
D C	定温式スポット型感知器		１種　７０℃　防水型　自動試験機能付	
D	防火戸閉鎖装置	NO D	ＤＣ２４Ｖ　０．４Ａ以下　ラッチ式	
	自火報警戒区域線			
	自火報警戒区域番号	NO	平面区画	
	自火報警戒区域番号	A NO	階段	
	自火報警戒区域番号	EV NO	エレベータ	
	配管配線		天井いんぺい又は露出	
	ケーブルラック、天井内ころがし配線			
	配管配線立上げ立下げ			
	既存躯体はつり補修部分			
	プルボックス			

注　記

今回工事は周産期棟及び内視鏡棟の増築に伴う防災設備の改修工事（一部設備更新工事）とする。

1．上記に伴う改修項目は下記とする。
- 既設ＧＲ型複合受信機のソフト変更、調整
- 既設ＧＲ型複合受信機より既設機器へ防災信号（移信リスト参照）の移信用配線を敷設・接続する。
- 既設ＧＲ型複合受信機に移信中継器ユニット（８回線用）を２台追加
- 改修エリア（一部改修エリア外を含む）の既設感知器の撤去、新設（自動試験機能付に更新）
- 既設副受信機のソフト変更、調整
- 既設防災監視装置のソフト変更、画面の追加、調整
- 官庁手続、申請

2．下記改修項目は別途工事とする。
- 改修エリアの既設消火栓の移設（１箇所）
- 改修エリア（一部改修エリア外を含む）の既設消火栓内収容発信機をアドレス付に更新（６箇所）
- 増築エリアの感知器、総合盤の新設
- 増築エリアの中継器盤の新設
- 配管配線の新設、撤去
- 今回工事に伴う機器の結線替え、および調整

3．その他
- 本自火報設備における地区音響装置は非常放送設備で代替えとする。（今回工事エリア）
- 位置表示灯の電源は既設消火設備ポンプ制御盤よりＡＣ２４Ｖで供給される。
- 差動式分布型感知器の検出部の引下げ箇所は、保護管を使用すること。
- 附設記号 AD xnはアドレスアダプタ収容を示す。
- 図中破線で示す機器、配管配線は既設とする。

配管配線サイズ　（二重天井内は配管不要とする。）

種　別		サ　イ　ズ	配管使用時
自火報	感知器	HP1.2-2C	(19)
		HP1.2-4C	(19)
		AE1.2-2C	(19)
		AE1.2-4C	(19)
		HP1.2-2C	———
		HP1.2-4C	———
		AE1.2-2C	———
		AE1.2-4C	———
		X:x4 空気管x8本	(25)
防排煙	防火戸	HP1.2-4C D	———
		HP1.2-4C D	(19)

移信リスト　（今回工事にて追加）

機器名	用　途	信号内容	信号種別	点　数
非常放送アンプ	発報放送用	火災・アラーム弁棟別、階別	無電圧ａ接点	5
	発報放送用	火災竪穴個別	無電圧ａ接点	2
中央監視盤	空調停止用	火災棟別、階別	無電圧ａ接点	5
空調機	空調停止用	火災棟別、階別	無電圧ａ接点	5

防排煙連動制御

機器名	
防火戸	連動感知器（３種レベル）信号で閉鎖

中継器接続点数リスト

エリア	中継器盤	階	自火報 警戒区域（水平）	自火報 警戒区域（竪穴）	自火報 アドレス・アナログ感知器	自火報 アドレス発信機	自火報 アドレスアダプタ	中継器（盤内収容） 信号内容	自火報 アドレスアダプタ	自火報 アイソレータ			その他 非常放送アンプ	その他 中央監視盤	その他 空調機	
								監視								
								制御								
								復帰								
								移信						●	●	●
								ベル								
医療センター	RB-1	B1	14		5				14	1						
	R1-1	1	21	2	25				23	1						
	R2-1	2	12	6	46				16	1						
		3	1						1							
	R3-1	3	6		47				6	1						
	R3-1 改修後	3	6		72	6	2		3	1						
	R4-1	4	6		56				7	1						
	R5-1	5	6		46				8	1						
	R6-1	6	6	1	1				6	1						
		7	2						4							
	R6-1N	6														
	R7-1	7	2		5				2	1						
		PH1	2	2	2				2							
		PH2	1	1	1				1							
手術棟	R1-3	1	1						3	1						
		2	1													
西棟	R1-2	1	2		3				5	1						
		2	2	1	1											
周産期棟	R3-2	1	1		4	1	1		1							
		2	1		20	2										
		3	1	1	23	2										
内視鏡棟	R1-4	1	1		20	1			1							
		2			12	1										
	小計		4	2	79	7	1		2							
	信号入出力部	B1											5	5	5	
	計		89	14	342	13	3		95	14			5	5	5	
	合　計		103		358				109				15			

・ ┌ ┐ は追加、変更部分を示す。

配管配線リスト

A	EM-HP-S 1.2-10P (31) EM-HP 1.2-15P (39)	A	EM-HP-S 1.2-10P EM-HP 1.2-15P
B	EM-HP 1.2-4C EM-HP 1.2-5P (31)	B	EM-HP 1.2-4C EM-HP 1.2-5P
C	EM-HP-S 1.2-3P EM-HP 1.2-4C (25)	B	EM-HP-S 1.2-3P EM-HP 1.2-4C
5P	EM-HP 1.2-5P (25)	5P	EM-HP 1.2-5P
10P	EM-HP 1.2-10P (31)	10P	EM-HP 1.2-10P

※二重天井内、ケーブルラック内はころがし配線とする。

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　振図 ．　．　．　．　．	設計番号 年月日・'11・9・	自動火災報知設備　系統図・特記仕様	S1： S1：	E — 08

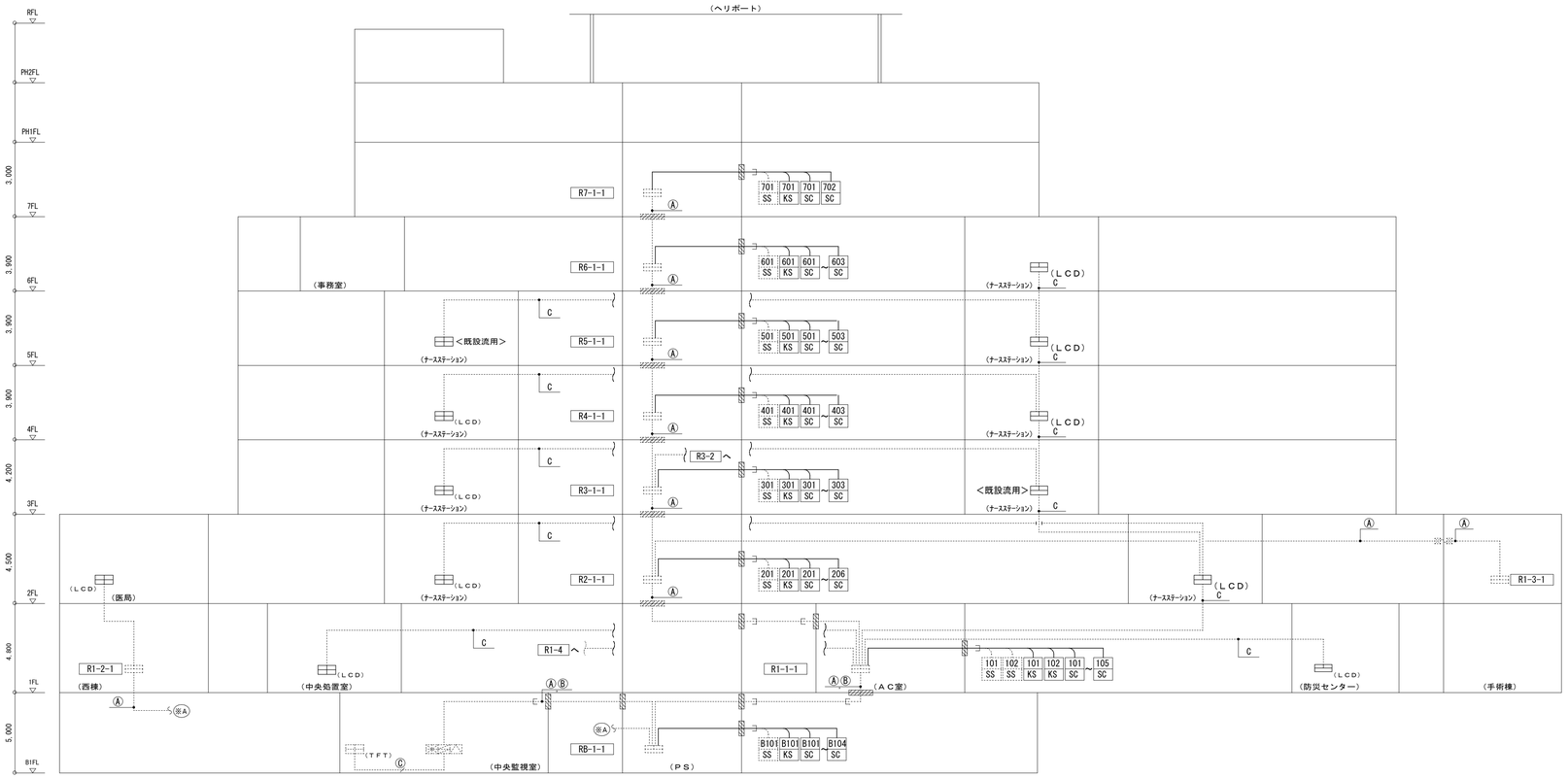

系　統　図

中継器接続点数リスト

エリア	中継器盤		階	自火報 警戒区域 水平	自火報 警戒区域 竪穴	自火報 アドレス・アナログ感知器	自火報 アドレス発信機	自火報 アドレスアダプタ	中継器（盤内収容） 信号内容	自火報 アドレスアダプタ	自火報 アイソレータ	防排煙 防火戸	防排煙 防火シャッタ	防排煙 防火シャッタ危害防止	防排煙 防火スクリーン	
									監視			●	●	●	●	
									制御			●	●		●	
									復帰							
									移信							
									ベル							
医療センター	RB1-1-1	改修前	B1	14		5				14	1		2	1		
		改修後	B1	14		7				14	1		2	1	1	5
	R1-1-1	改修前	1	21	2	25				23	1		7	2		
		改修後	1	21	2	30				23	1		7	2	2	4
	R2-1-1	改修前	2	12	6	46				16	1		4	1		
		改修後	2	12	6	49				16	1		4	1	1	6
			3	1						1						
	R3-1-1	改修前	3	6		76	6	2		3	1		1	1		
		改修後	3	6		78	6	2		3	1		1	1	1	3
	R4-1-1	改修前	4	6		56				7	1		1	1		
		改修後	4	6		58				7	1		1	1	1	3
	R5-1-1	改修前	5	6		46				8	1		1	1		
		改修後	5	6		48				8	1		1	1	1	3
	R6-1-1	改修前	6	6	1	1				6	1			1		
		改修後	6	6	1	3				6	1			1	1	3
			7	2						4						
	R6-1N-1		6													
	R7-1-1	改修前	7	2		5				2	1		1	1		
		改修後	7	2		6				2	1		1	1	1	2
			PH1	2	2	2				2						
			PH2	1	1	1				1						
手術棟	R1-3-1		1	1						3	1					
			2	1												
西棟	R1-2-1		1	2		3				5	1		2			
			2	2	1	1							1			
周産期棟	R3-2		1	1		4	2	1			1					
			2	1		20	2									
			3	1	2	21	2						2			
内視鏡棟	R1-4		1	1		21	1				1					
			2			12	1									
	信号入出力部		B1													
	計			89	15	364	14	3		95	14		24	9	9	29
	合　計			104		381				109			71			

・ ┌┄┐ は追加、変更部分を示す。

配管配線リスト

A	HP-S1.2-2Px2（既設） HP1.2-15P（既設）	Ⓐ	HP-S1.2-10P（31） HP1.2-15P（39）
B	HP-S1.2-2P（既設） HP1.2-15P（既設）	Ⓑ	HP-S1.2-3P（25）
		Ⓒ	HP-S1.2-3P（25）
C	HP-S1.2-2P（既設） HP1.2-5P（既設）	10P	HP1.2-10P（31）

・二重天井内、ケーブルラック内はころがし配線とする。
・系統図中、破線で示す機器、配管配線は既設及び既発注とする。

凡　例

記　号	名　称	番　号	備　考	
	複合受信機		ＧＲ型　自動試験機能付	既設
(TFT)	防災監視装置（総合操作盤）		防災表示装置（防災ＴＦＴ）	既設
(LCD)	副表示機		カラーＬＣＤタイプ	既設
	中継器盤			既設
S A	光電アナログ式スポット型感知器		自動試験機能付	既設
A	熱アナログ式スポット型感知器		１種　７０℃　防水型　自動試験機能付	既設
S C	光電式スポット型感知器		３種　自動試験機能付	
SS	防火シャッタ閉鎖装置	NO SS	ＤＣ２４Ｖ　０．４Ａ以下	建築工事
	防火シャッタ危害防止警報	NO KS		
SC	防火スクリーン閉鎖装置	NO SC	ＤＣ２４Ｖ　０．４Ａ以下	建築工事
	配管配線		天井いんぺい又は露出	
	ケーブルラック、天井内ころがし配線			
	配管配線立上げ立下げ			
	既設躯体はつり補修部分			
⊠	プルボックス			

注　記

今回工事は周産期棟及び内視鏡棟の増築に伴う防災設備の新設・改修工事（一部設備更新工事）とする。
1．上記に伴う改修項目は下記とする。
・既設ＧＲ型複合受信機のソフト変更、調整
・既設副受信機のソフト変更、調整
・既設防災監視装置のソフト変更、調整
・官庁手続、申請
2．下記改修項目は別途工事とする。
・既設中継器盤に防排煙中継器ユニットを追加（中継器リスト参照）
・改修エリアの配管配線の新設、撤去
・今回工事に伴う機器の結線替え、および調整
3．その他
・図中破線で示す機器、配管配線は既設及び既発注とする。

配管配線サイズ

種　別		サ　イ　ズ	配管使用時
連動用	感知器	H EM-HP 1.2-2C	(19)
		H EM-HP 1.2-2C	———
防排煙	防火シャッタ	EM-HP 1.2-6C (SS)	(19)
		EM-HP 1.2-6C (SS)	———
	防火スクリーン	EM-HP 1.2-4C (SC)	(19)
		EM-HP 1.2-4C (SC)	———

防排煙制御設備　連動方式

機器名	連動信号
防火シャッタ	連動感知器（３種レベル）信号で閉鎖
防火スクリーン	連動感知器（３種レベル）信号で閉鎖

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図	設計番号 年月日 '11・9・	防排煙設備 系統図・特記仕様書	S1： S1：	E — 09

副受信機ソフト変更

副受信機ソフト変更
非常遠隔操作器
50局→60局に変更

１階平面図　S=1:250

GR型複合盤ソフト変更

非常・業務兼用ラック型アンプ改修

地階平面図　S=1:250

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計 製図	設計番号	非常放送・自動火災報知設備 地階・１階 平面図	S:1:250 S:1: E－10

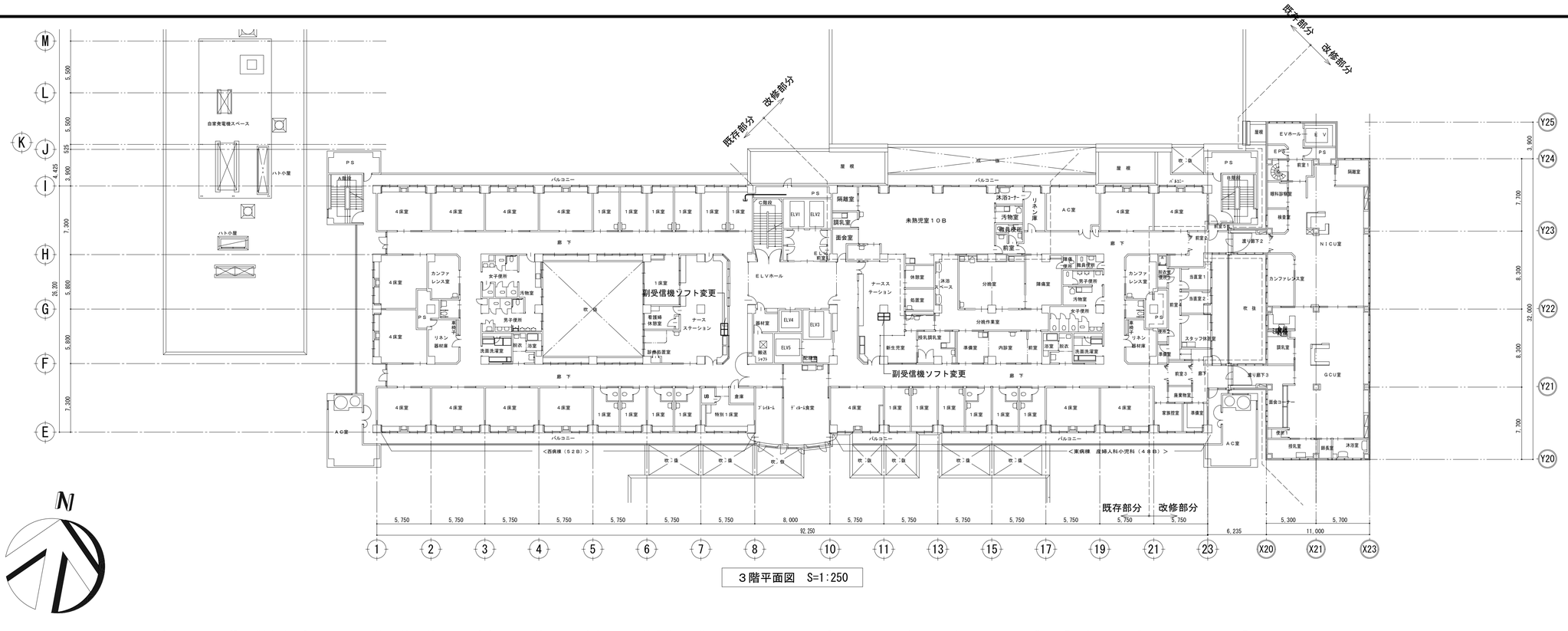

３階平面図　S=1:250

２階平面図　S=1:250

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図	設計番号 年月日 '11・9・	非常放送・自動火災報知設備 ２，３階　平面図 S1：250 S1：	E ― 11

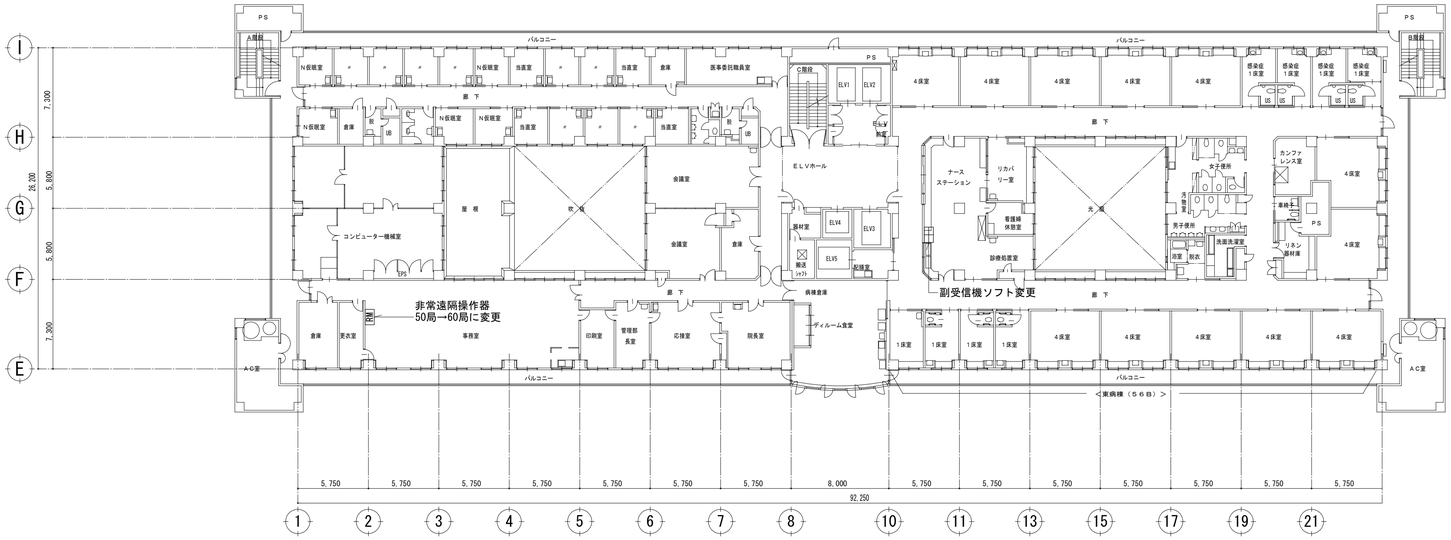

6階平面図　S=1:250

4，5階平面図　S=1:250

備考	工事名称 三重県立総合医療センター防災設備改修工事	田中建築事務所	設計　製図	設計番号 年月日・'11・9・	非常放送・自動火災報知設備 4，5，6階　平面図	S：250 S1：	E — 12